


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ ほうじん 春号
- ◆ 改正税法のあらまし（令和8年度版）
- ◆ 自動車税種別割納税のお知らせ

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
4	6	(月)	新社会人セミナー	9:30～16:00 於:西鉄イン福岡
4	8	(水)	監査	11:00～12:00 於:事務局 会議室
4	23	(木)	正副会長会議	14:00～15:00 於:福岡ガーデンパレス
4	23	(木)	理事会	15:00～16:30 於: //
4	8	(水)	パソコン講座(ワード)入門講座	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F
4	15	(水)	パソコン講座(ワード)基礎講座	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F
4	22	(水)	パソコン講座(ワード)応用講座	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F
4	10	(金)	パソコン講座(エクセル)入門講座	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F
4	17	(金)	パソコン講座(エクセル)関数講座	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F

●支部の行事

月	日	曜	内容	
4	15	(水)	第12支部 春のゴルフ交流会	9:30～ 於:茜ゴルフクラブ

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
4		()	役員会	17:00～18:00 於:事務局 会議室
4	10	(金)	(九北連) 青連協租税教室研修会	16:00～18:00 於:JR九州ステーションホテル小倉

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	

(I) 税務カレンダー

- 4月10日 ● 源泉所得税の納付
- 4月15日 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長）
- 4月30日 ● 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

令和8年度税制改正大綱 ～ 源泉所得税関係 ～

税 理 士 堤 一 博

今回は、令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定 財務省）から、源泉所得税関係の取扱いの見直しについて抜粋しました。

「個人所得税関係」の「5 その他」には、次のように源泉所得税の項目が掲載されています。

...

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、次の措置を講ずる。

① 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

② 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000円を上限とする。）を加算した金額とする。

（出典：令和8年度税制改正の大綱 財務省 28～29ページ）

...

- (10) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額 7,500 円（現行：月額 3,500 円）に引き上げる。
（出典：令和 8 年度税制改正の大綱 財務省 30～31 ページ）
- (11) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額を 650 円以下（現行：300 円以下）に引き上げる。
（出典：令和 8 年度税制改正の大綱 財務省 31 ページ）

...

上記(2)①は、所得税法施行令第 20 条の 2（非課税とされる通勤手当）第 2 号の「**通勤のため自動車その他の交通用具を使用する者ことを常例とする**」トに係る改正です。非課税限度額の通勤距離の区分が「55km 以上」のものを 10km 刻みで 5 分割して追加された区分ごとの非課税限度額を増設しています。

なお、上述の現行の非課税限度額は、令和 7 年 11 月 20 日に施行された所得税法第 20 条の 2 第 2 号 トによる改正後の規定に基づくものです。これは、「令和 7 年度人事院勧告」を受けて、令和 7 年 4 月 1 日以後に支給される通勤手当の非課税限度額改正です。

また、(2)②は、マイカー通勤のためにマイカー手当を受給している方が勤務先付近等に駐車場を利用している場合には、月額 5,000 円を上限として、その駐車場等の料金相当額を非課税限度額に加算する措置を新設するものです。

この通勤手当に係る非課税限度額の見直しは、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給する当該手当から適用を予定しています。したがって、改正された場合は令和 7 年分通勤手当の非課税限度額の引き上げ同様の作業が必要となるものと考えられます。

次に(10)及び(11)の食事の支給(現物給与)の非課税限度額についての改正です。

(10)の食事については、使用者が、残業又は宿直若しくは日直をした者に対して支給する食事については課税しなくて差し支えないとされています。(所得税基本通達 36-24) また使用者が役員又は使用人に対し支給した前述以外の食事についても、当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の 50%相当額以上である場合には、当該役員又は使用人が食事の支給による経済的利益はないものとし、使用者負担額が月額 3,500 円を超える場合にはこの限りでないとされています。(所得税基本通達 36-38 の 2)

つまり、使用者負担額が 1 人あたり月額 3,500 円以下の場合には、受益者の役員又は使用人についての経済的利益はないものとされ、当該役員又は使用人の給与所得の計算上課税対象から除かれ、実質非課税となります。

この「使用者が提供する食事の非課税限度額」3,500 円を令和 8 年度の改正では 7,500 円に引き上げることとされています。

さらに、(11)の「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについて」ですが、これは、国税庁長官通達(直法 6-5、直所 3-8 昭和 59 年 7 月 26 日)を根拠に、昭和 59 年 9 月 1 日以後に支給される夜食代について、1 回の支給額が 300 円以下のものについては、課税しなくて差し支えないものとされています。

令和 8 年度税制で、この 1 回 300 円の非課税限度額を 650 円に引き上げることとされています。この食事の提供等に係る非課税限度額の見直しも、前掲の(2)①及び②同様、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給する当該手当から予定しています。



ご留意していただきたいのは、令和7年度の税制改正を受けて令和8年1月から「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されています。そのため令和8年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「**令和8年分 源泉徴収税額表**」を必ず使用して下さい。

ちなみに、自動車等を使用して通勤している場合、令和8年度税制改正関係法令が施行されるまでは、現行の(2)②の令和7年4月以降の通勤手当の非課税限度額は、右表のとおりです。

(片道) 通勤距離の区分	1か月あたり 限度額
2km 未満	全額課税
2km 以上 10km 未満	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,300 円
15km 以上 25km 未満	13,500 円
25km 以上 35km 未満	19,700 円
35km 以上 45km 未満	25,900 円
45km 以上 55km 未満	32,300 円
片道 55km 以上	38,700 円

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2026	4	6(月)	09:30~16:00	本部	新社会人セミナー (チラシは2月号に封入済)	西鉄IN福岡 (アクロス福岡前)
		23(木)	14:00~14:50	〃	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		23(木)	15:00~16:00	〃	理事会	〃
		8(水)	10:30~16:30	〃	パソコン講座 (ワード入門講座) (チラシは3月号に封入済)	サンセルコビル 7階教室
		15(水)	10:30~16:30	〃	パソコン講座 (ワード基礎講座) (チラシは3月号に封入済)	〃
		22(水)	10:30~16:30	〃	パソコン講座 (ワード応用講座) (チラシは3月号に封入済)	〃
		10(金)	10:30~16:30	〃	パソコン講座 (エクセル入門講座) (チラシは3月号に封入済)	〃
		17(金)	10:30~16:30	〃	パソコン講座 (エクセル関数講座) (チラシは3月号に封入済)	〃
	5					
	6	12(金)	未定	本部	第14回通常総会	KKRホテル博多
12(金)		未定	〃	会員交流会	〃	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)